

財務省告示第四十五号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成二十一年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行	利率
利付国庫債券（二十年）（第二百六十四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	株式会社ゆうちょ銀行による引	受付け額	七億四百二十九萬七千	五萬円	平成二十年一月十五日	額面金額	年〇・七パーセント

とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三	第二期	以後	償還	償還	元金	払込	十日
十四	第二期	以後	償還	償還	元金	払込	十日
十五	第二期	以後	償還	償還	元金	払込	十日
十六	第二期	以後	償還	償還	元金	払込	十日
十七	第二期	以後	償還	償還	元金	払込	十日

毎一年一月十五日及び七月十五日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。前六月間に属す
 平成二十年一月十五日
 日本銀行額百円につき百円